

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 市町村域水道事業の業務の標準化に伴い、使用水量の認定及び料金等の減免に係る規定の整備を行います。
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行します。